

総 務 常 任 委 員 会

平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日 (火曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 1 9 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 6 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 0 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員 (6 名)

委 員 長 平 野 浩

副委員長 伊 藤 房 代

委 員 高 木 武 雄

委 員 林 俊 介

委 員 日 下 昭 治

委 員 島 田 和 雄

欠席委員 (なし)

委員外出席者 (1 名)

議 長 嶋 田 茂 樹

説明のため出席した者 (2 5 名)

副 市 長 鈴 木 正 美

総 務 課 長 高 埜 英 俊

秘書広報課長 加 瀬 寿 一

企 画 課 長 加 瀬 正 彦

財 政 課 長 平 野 哲 也

税 務 課 長 野 口 徳 和

市 民 課 長 木 内 國 利

会 計 管 理 者 木 内 孫 兵 衛

消 防 長 佐 藤 眞 一

監 査 委 員 長 林 久 男

そ の 他 担 当 員 1 5 名

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事務局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（平野 浩） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまです。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

委員の皆様はそのままお持ちください。

休憩 午前 10 時 1 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 2 分

○委員長（平野 浩） ただいまの出席委員は 6 名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託されました 4 議案について審査をしていただくこととなっております。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、あいさつに代える次第でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（平野 浩） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、嶋田議長のご出席をいただきまして、総務常任委員会ということで、委員の皆様

方にはご多忙の中、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部の方からご審議をお願いいたします案件は、議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、議案第9号、旭市災害対策本部条例の一部改正、議案第10号、旭市火災予防条例の一部改正、以上の4議案でございます。

執行部といたしましても、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔に答弁するよう努めてまいります。

どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（平野 浩） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野 浩） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての4議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 議案第1号につきましては、本会議の中で補足説明を申し上げ、またご質疑をいただいたところでございますが、さらに所管の担当課より若干の説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（平野 浩） 座って結構です。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、補正予算について、私の方から2点、ご説明をしたいと

思います。

まず 1 点目でございますけれども、補正予算書の11ページの関係でございます。

下の方にございますけれども、11目の諸費、備考欄の 1 番の市バス運営事業についてでございます。

これは運行経費が足らなくなる見込みでございますので、補正をお願いするものでございますけれども、運行回数が昨年度に比べてかなり増えております。その関係でお願いいたします。

その運行回数の関係についてご説明したいと思います。

4 月から 9 月までの上半期の状況なんですけれども、平成18年度と平成19年度を比較してみました。平成18年度は、県外が48回、19年度は県外が82回で34回増えております。それから、県内は、平成18年度が211回、19年度が210回、それでマイナス 1 回ということで、トータルでは、18年度が259回、19年度が292回で33回増えているということで、どうしても県外の方がいろいろな面で費用がかかりますので、補正をお願いしなければならないというような状況になりました。

各項目は、これはそれぞれ積算いたしまして、足りない分、見込みの分を計上させていただいております。

それから 2 点目は、人件費の関係でございます。28ページをお願いしたいと思います。

まず、28ページに総括ということで表が載っておりますけれども、上の方の表をご覧くださいと思います。

今回の補正は、人事異動に伴います増減と人事院及び千葉県人事委員会の勧告の趣旨に基づく給与改定の影響額について補正を行うものでございます。

それから、補正後と補正前を比較いたしますと、職員の数が 4 人の減、給料が4,385万4,000円の減、職員手当等が942万4,000円の増、共済費が377万円の減となりまして、合計で3,820万円の減となる見込みでございます。

それから、下の表の方の職員手当等の内訳というのがございますが、その中で、ちょっと大きく動いておりますのが時間外勤務手当と休日勤務手当でございます。時間外勤務手当が1,790万円の減、休日勤務手当が1,610万円の増でございますが、この理由でございますけれども、これは消防関係でございまして、消防関係は今まで本来、休日勤務手当で出すところも、全部時間外勤務手当で処理していたということがございまして、それをこの際、正規の方法に改めるというものでございます。

時間外勤務手当と休日勤務手当の区分でございますけれども、通常の土日の勤務、それから朝 8 時半より前の勤務、それから午後 5 時半以降の勤務、これが時間外勤務でございます。それで、休日勤務手当の対象といいますのは、国民の祝日に関する法律に規定いたします休日、祝日ですね、いわゆる祝日とか祭日とかというものです。それと12月28日から31日までと1月2日と1月3日、この日が休日勤務手当の対象でございます。

それでは、29ページにまいります。

給与及び職員手当等の増減額の明細ということで、順次説明してまいります。

給料の増減額マイナス4,385万4,000円のうち、増減事由別の内訳の給与改定に伴う増減分は425万3,000円でございます。これは、人事院勧告等の趣旨に基づきまして、給料表を平均で0.1%引き上げるものによるものです。

それから、その他の増減分というのがございまして、これが4,810万7,000円の減となります。この内容でございますが、退職等の、いわゆる新陳代謝によるもの、それから配置がえ、昇格等の人事異動により生じました実際の所要額と当初予算計上額との差額について補正を行うものでございまして、この中には、育児休業とか休職などによる欠員による減額も含まれております。

それから、職員手当等の増分942万4,000円のうち、制度改正に伴う増減分は1,725万1,000円でございます。この内訳ですが、勤勉手当の増額分が1,332万5,000円で、これは12月期の勤勉手当を0.725か月分から0.05か月分引き上げまして、0.775か月分とすること、それと勤勉手当の基礎となります給料月額が給料表の改定によりまして増額する方があります。その部分の増額による影響額も含まれております。

それで、その中の次の扶養手当の増額分でございますけれども、231万円で、子ども等の手当額を6,000円から6,500円に引き上げることによるものでございます。

期末手当の増額分は161万6,000円で、これは勤勉手当と同様に、手当の計算の基礎となります給料月額が給料表の改定により増える方があります。その影響額でございます。

また、その他の増減分、1つ左の欄になりますが、782万7,000円の減でございますけれども、これは人事異動、それから育児休業、休職等による減額分でございます。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） そのほか。座ったままでいいです。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、座ったままで説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

地域振興基金の利子の関係をご説明申し上げます。

地域振興基金の利子でございますけれども、当初予算で1,200万円の利子収入を見込んでおりました。これに今回の補正額141万7,000円を追加いたしました。この結果、今年度の利子総額は1,341万7,000円を見込んでおります。

この運用でございますけれども、主として県債によりまして運用しております。それで、基金のうち6億2,162万円、これを1.3%の県債、それから6億2,100万円を1.35%ということでございます。

県債購入でのつなぎといたしまして、政府の短期国債、それから譲渡性預金、これらに運用しております。

以上、簡単でございますが、今の運用の状況をご説明いたしました。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） それでは、11ページのコミュニティバス等運行事業について質問します。

前回の9月の定例会の常任委員会で、コミュニティバスの運行ルート、海上ルート、干潟ルートの方の試走ということで案内していただいたわけでありましてけれども、そのときの話で、その後、検討委員会を開いて再度検討して決定をするといったようなお話でございました。

ということで、その検討委員会の状況について、こういった議論があったのか、どういうことが決定されたのかといったようなことをお伺いします。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、コミュニティバスにつきまして、お答え申し上げます。

9月の総務常任委員会でご説明いたしましたルート、あれを基本にいたしまして、その後、検討委員会、これは10月4日に開催させていただきました。その状況でございますが、委員、今年度もう5回開催しているということで、状況につきましては、飯岡地区、それから旭地

区、海上地区につきましては、特に質疑はございませんでした。それで、干潟地区に関係いたしまして、干潟地区は試行という形でございましたので、今後の利用について、委員としても周知を努めていきたい、そのような意見がございました。

それと、料金の関係なんですけれども、今回は干潟地区が試行ということで、100円という形で検討委員会の中では決定いたしましたけれども、将来的には見直しをする必要があるだろうというような、そういうご意見もいただいております。

それから、バス運行につきまして、1便どのぐらいかかるのかということで、これについては、やはり1便どうしても1,000万円程度はかかりますと、そのような回答をさせていただきまして、総務常任委員会でご説明したルートにつきまして、検討委員会ではほぼそのままご了承いただきまして、それを市長の方に報告したということでございます。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） ほかに。

島田委員。

○委員（島田和雄） 9月の常任委員会のときにこのルートの資料をいただきましたけれども、それを見ますと、海上ルート、それと飯岡ルートの中で、飯岡駅から中央病院までのルートが双方とも同じルートを通るといったようなことがあると思いますけれども、それらについて、重なり合うということで、違うルートを通ると、通ったらどうかというような考えも持っているんですが、その辺はどういうようなことだったのでしょうか。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 海上地区と、それから飯岡地区、そのバスのルートにつきましては、飯岡駅から中央病院までは確かにルートが重なるんですけれども、実際に乗ってきていらっしゃる方が別々にあるということで、それで帰るのもまた別々ということで、では、それを1本にできるかといいますと、なかなかちょっと時間設定等、難しいところもございまして、やはり別々に運行せざるを得ないのかなということで、今回はそういう設定をさせていただいている。これについても、今までの運行の状況もあるので、委員からは特に意見はなかったということで、そのまま設定させていただいた状況でございます。

○委員長（平野 浩） ほかに。

島田委員。

○委員（島田和雄） 運行が今回だいぶ、からの運行がなくなって、実際的には、海上ルート

そういったことで、学校の始業時間といいますか、その辺についても多少考慮、終わる時間も含めてしていただければというように感じていますが、どうでしょうか。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 今予定しております時刻なんですけれども、警察との協議、それから国土交通省の認可もいただかなければなりませんので、時間設定はうちの方でおおよそつかんでおりますけれども、飯岡駅7時台につけるということでございますので、その部分を考えますと、7時台の半ばぐらいで海上支所のところが通過できるかなというふうに考えています。

ですから、朝の通学に使っていただける、使う生徒がいらっしゃれば、十分使っていただける。

それから、帰りですけれども、当然4時ごろのバスをやはり設定してございますので、それは下校に使えるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 今回このバスが今まで以上にきめ細かく走っていただくことになりまして、住民にとりまして、すごく利便性の向上というのが図られるかなというふうに思っております。

コミュニティバスの目的というのがここに書いてありますけれども、公共施設への利便性の向上、それとまた、高齢者等の交通弱者の交通手段の確保等を目的とするといったようなことが書かれているわけでありまして、この目的以外にも、私が考えておりますのは、一人でも多くの皆さんにこのバスに乗っていただくことによりまして、車の運転を減らすと、そういうことによりまして、今、世の中の一つの課題でありますCO₂の削減というのが図られるんじゃないかなというふうに思っています。

市としても、そういった課題も取り上げていかなければならない時代になったと思いますので、このバスに一人でも多くの方に乗っていただくといったような周知をしていただきたいと思います。

市の職員の皆様も、できればバスで通える人はバスで通っていただくと、率先してバスに乗っていただきたと。学生の皆さんも当然そういうふうにやっていただければ、送迎の車

も減ると。

中央病院につきましても、これから工事をするというようなこともありますので、駐車場対策にもなりますので、バスを利用してぜひ病院に通っていただきたいと、そういったことも言っていただければ、バスの利用が多くなって、すごく効果が出るんじゃないかなというふうに感じておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（平野 浩） 答弁どうしますか。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） P Rということでお答えさせていただきます。

できるだけ多くの皆さんに乗っていただけるように周知等を図っていただく、委員もそういう意向でございました。せっかく設定されたのだから、できるだけ多く乗るように私も P Rするよというようなお言葉をいただいて、会の方は、検討委員会の方は終わったという状況もございます。

それから、先ほど委員からもお話がございましたとおり、確かに公共交通を利用すれば、CO₂の削減には当然効果がございます。できるだけ乗っていただけるように P Rしてまいりたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑ありませんか。

高木委員。

○委員（高木武雄） 今の島田委員の質問とちょっと関連する部分があるんですけども、コミュニティバス、今度は旧干潟を巡回していただくということで、大変期待をしているところでございます。なかなか旧干潟は地形があまりよくなく、全部を網羅していただけるというまでいっておりませんけれども、一つだけ、前回もちょっとお話ししたんですけども、コミュニティセンターで、あそこでUターンして帰ってしまうということと、それから今度、その先まで延ばしていただいて、今、工事をやっている、これは3月いっぱい仕上がるという道路なんですけれども、そのところの道路を通って下に行ってもらおうということになりますと、そこで4部落をすくえるような形になるんですよね。だいたい4部落、4地区平均で160から180軒の人が利用する可能性があるわけです。そのルートを前回もちょこっと試走のときにお話しして、次の委員会に諮るというような回答を得たと、そのような話を聞いたんですけれども、それはどのような意味で出されなかったんでしょうか。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 確かにコミュニティセンターから先に車を走らせまして、谷丁場遊正線につながる道路、そこを通ると効率的ではないかということで、試走のときにご意見をいただきました。それで、早速その意見を事務局の方に ― うちの方が事務局なんですけれども、現地等の調査をさせていただきまして、それからバスを持っております千葉交通に、こういうルートのあるんだけれどもということで、ちょっとご相談させていただきました。それで、一部どうしても出口、今、整備している道路へ出るところの一部が、前に試走したときに、千葉交通にバスでちょっと走っていただきまして、ちょっとここは非常に厳しいというご意見をいただきまして、そこを少し、その道路が整備されないと、コミュニティセンターから先に抜けるのは、ちょっと今の状況では難しいということがございました。

ただ、検討委員会にはそういうお話があったということで、一部説明させていただきましたけれども、今回は従前のルートでそのまま、あくまでも試走という形で一たんスタートしてみたらどうかということで意見がまとまったところでございました。

状況としてはそういうところでございました。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

高木委員。

○委員（高木武雄） あの出口のところ、確かに狭いと言われますけれども、うちでも仕事をやっている関係で、前から車が来たらすれ違いはできませんけれども、距離が本当に短い間でございますので、運行にさほど支障を来すとは思っておりません。

そういう中で、せっかくやってもらって、あの地域は今も言ったように、160軒から200軒近くの部落の人らが全然恩恵を受けないということになると、かなり問題があると思うんですよ。確かにあそこの一部、何メートルかな、100メートルくらいだと思いますよ、すれ違いのできないところは。

そういう意味からも、舗装もしてあるし、ちょっと狭いだけで、十分に通行は可能だと思います。それでなかったら、あそこから下へおりて川岸に行けば、これまた広い道もございます。

そういう意味で、ぜひあのルート、まだまだ決定されたということでないのもう1回検討にかけていただきたいと思います。

今のそのネックのところは確かに分かります。それをちょっと手前でおりれば、まだまだ十分使えるというか、運行できるわけなんです。もう一度、答弁をお願いします。

- 委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） 確かに手前で下へおりて広域農道へ抜ける道というルートも一部検討の中で入ってございました。そののところもあったんですけれども、コミュニティセンターまで何とか入って、そこで少し待合して拾っていただけるのではないかとということで、今回のご提案という形になりました。

その部分につきましては、現在、試行という形でございますので、スタートさせた後に、その交差点の部分が少し改良されれば、また行ける可能性はあるということでございますので、そのところを建設課ともちょっと協議させていただきながら、うまくルートが設定できるかどうか検討させていただければと思います。

今回の、例えばルートの設定で、これですべて決定ということではございませんで、やはり乗車の実績を見ながら、便については今後、例えば削減をしていくとかという、時間帯によりまして落とすとか、そういうことも想定していかなければいけないと思いますので、ご理解をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

- 委員長（平野 浩） 高木委員。

- 委員（高木武雄） 試行ということであれば、今言った私の案を先に取り入れて、そこがダメだったら、もとどおりに戻すと。試行ですからそれも検討して、何回も言うようすけれども、そこにはかなりの部落があるんですよね。やはりコミュニティバスが部落を全部回ることとはできませんけれども、それが一番の問題だと、重要な話だと思うんですよね。そこに全然家もなく、部落もないということであれば、別に問題はないんですが、あそこは旧米込地区2部落と、それから新発田、三軒家、これ4部落がある。これを素通りするというのはなかなか、そこは素通りじゃなく、そこを通ってもらえないというのは、なかなか私の方としても、もう一度それを検討いただきたいと思います。

- 委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） 今回の干潟地区の試行のルートにつきましては、実際には国の方の交通事故対策助成、補助金をいただくような形での申請手続を今しております。ここの中で、できれば今のルートの中でという形で話が進んでいるものでございますので、このところではご理解いただければと考えております。

それと、実際に委員の中でも、去年の段階でその地区をうまく拾えないかということがありまして、去年からその部分をうまく通れないかということでルート設定をした経緯もありましたので、そういう中で、今回のルートが検討委員会の中で決定されたということでございましたので、確かに高木委員のおっしゃることはもっともだと思いますが、今回はできればこのルートで行かせていただければと考えております。

○委員長（平野 浩） 高木委員。

○委員（高木武雄） 今、国の方へ申請を出すって、もう出したんですか。出さなかったら、それはルートを変更して出すこともできるでしょう。やはり住民のため、市民のためにやることですから、それを今までこうだからと、今がこうであれば、それはまた変更する、ましてこれは試行ですから、当然でしょう。その辺をもう一度きちっと練り直すことが可能であれば、やっていただきたい。

そうでなければ、これは何年試行が続くことになるんだか知らないけれども、試行、試行で行ってしまおうと、永久にそこを通らない可能性もあります。そこを試行で通ってみて、だめだったら通らなくてもいいけれども、その辺、もう一度きちっとした答弁をお願いします。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 先ほど申し上げましたとおり、確かに途中の道路はできております。ですけれども、今、工事しているところへ出るところ、その道路の交差点、ちょっと鋭角になっている部分があります。その部分がやはりネックになっているということがありました。ですので、その改良ができればという前提での話で千葉交通とちょっと ― 実際に運行するのは千葉交通なので、そこにうまく通れないかというお話を実際に持っていったらあります。その中でちょっとやはり難しい、鋭角の部分があって難しいというお話をちょっといただいておりますので、今回はこういう形にさせていただいたと。

もう十分そのお話は分かりますので、確かに今の試行ルート、コミュニティセンターから戻りまして、干潟駅に行くまでの間、当然田んぼになります。ですから、そこよりも当然集落を拾った方がいいのは十分理解しておりますし、その部分がなくなってしまったということではありませんので、道路の改良の状況を見ましてうちの方は設定したいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜ればと思います。

○委員長（平野 浩） 高木委員。

○委員（高木武雄） 道路の改良、改良って、どの部分を言っているんですか。今新しくつく

っている道路に取り付ける部分ですか。それとも、その手前の下へおりるところなんですか。どっちのことを言っているんですか。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 今、谷丁場遊正線から続く道路が縦に、これが3月中にできるという形で聞いております。それで、その谷丁場遊正線から、米込地区から萬力に至るその200メートルぐらいの部分だと思います。そのこの部分のところですね、そのこの部分がちょっとネックになっているということでございます。

○委員長（平野 浩） 高木委員。

○委員（高木武雄） そこであれば、先ほど言ったように、その手前をおりることも十分可能と思うんですよね。それと、距離的にも時間的にも、人を拾うにも、そこまで行かないで手前で曲がっても、ほとんど変わりはないと思うんですよね。その辺のところをもう一度。

○委員長（平野 浩） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 確かにその道路は、当初の段階で検討案に入っておりました。それで、時間的なもの等を勘案した中で、本来はコミュニティセンターへ入るのも、実際には、一たん入ってまた戻るということで、これはどうかというような議論もございました。しかしながら、ここの集落、非常に人員が、人家があるということで、ここのところで1か所拾う必要があるだろうということでこういう設定になったものでございます。

確かに今おっしゃられたルートも実際に可能ではないかというふうにうちの方では考えております。ですので、今回の乗車実績を見ながら、ぜひその部分は、また検討委員会に諮ってみたい、ちょっと、できれば、今回は時間的な、実際にはバス停等を設定する関係で、運輸支局に申請する時間もあります。それがやはりどうしても3か月程度かかるものでございますから、なかなか今の段階で再度見直しというのは非常に厳しいという状況にあるということをご理解いただければなというふうに思っております。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑ありませんか。

林委員。

○委員（林 俊介） 1点だけお願いします。

先ほど、市バスの利用状況が総務課長の方より詳細に説明があったわけでございますけれども、県外の利用が、19年度は34件ほど増えているということでございますけれども、この県外利用について、県外の場合は宿泊利用もあろうし、また日帰り利用もあると思いますけ

れども、その辺について、主にどのような団体が利用されているか、分かれば参考までにお聞かせ願いたい。

それと、県内利用でございますけれども、県内利用につきましても、これは小・中学校の校外学習などにも多く利用されていると思うんですが、市内の小・中学校の校外学習利用についても、できれば参考までにどの程度のものがあるかお聞かせいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（平野 浩） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、お答えいたします。

詳しいどの団体がどのくらい使っているかというのは、資料がちょっと手元にございません。実はそれは出してございませんので、ありません。

ただ、後段でご質問がございました市内の小学校、中学校の利用でございますけれども、今、貸し出しをしている団体の7割以上が小・中学校の利用だというふうに私は認識しております。許可する場合に回ってくるんですけれども、それを見ますと、小・中学校の校外活動の利用が非常に多い状況です。夏になりますと、例えば夏休み期間ですと、こども会の利用が多いというようなこともございます。

それから、県外でございますけれども、県外は一応、一日の走行距離が300キロから350キロくらいまでで制限しております。

それと、宿泊を伴う場合は、今年度から団体に貸し出すのではなくて、市で直接使うような形、例えば関係課がございますので、その出張という形で使えるようにしております。例えば議会でもし視察に行かれるような場合がありますたら、議会事務局から手続をしていただきまして、市の公用車として出すと。それから、消防団であれば、消防本部で手続をしていただいて出すと。ほかの団体でも、担当課でもって手続をしていただきまして、観光バスと一緒にならないような形で運用を図っております。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） ちょっとお知らせいただきたいやつが二・三点ありますので、お願いしたいと思います。

さっき、給料明細書の中、総括表等の説明が総務課長よりございました。この辺の補正後、

補正前というのは、総括表の中では分かるんですけども、次のページをめくった際の級別職員数、その補正前と補正後との、その辺の人数の差が出てくると、この辺はどのようになるのかなと、まずそれだけ取りあえず 1 点、先にお聞きしたいと思います。

- 委員長（平野 浩） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 大変申し訳ないんですけども、級別の職員の増減については、ちょっと出しておりません。

（発言する人あり）

- 委員長（平野 浩） 総務課長。
- 総務課長（高埜英俊） 大変申し訳ありません。

一番上の総括のところの補正後が761人で補正前が765人ですね。この級別職員数の計の欄、これを横に足しますと、補正後が761人で補正前が765人ということで、数字が、合計が載っていないんですけども、申し訳ないんですけども。

（発言する人あり）

- 委員長（平野 浩） 総務課長。
- 総務課長（高埜英俊） 今、ちょっと計算していますので、ちょっとすみません。
- 委員長（平野 浩） 日下委員。
- 委員（日下昭治） では、後でいいです。その辺は特に。では、後でちょっと見て調べてください。私が間違っているかも分かりませんが、計算能力が低いもので、申し訳ございません。

それと、防災備蓄倉庫設置工事が取りやめになっていますよね。それらの要因は何かあるかと思しますので、その辺のお知らせを 1 点。

それと、過日の一般質問の中において、滑川議員かな、公用車の車検状況、実は一般質問で質問されていましたよね。それは財政課の方になるのかな。たまたま私も一部そのような中で、修理工場の関係で、ただ、ねたみもあるのかなと思っておったんですよね。やはり根深いものがあるということは事実ですので、その辺をできるものであれば、公用車が何台あると思いますので、その辺をどこの修理工場へ行ったかは調べれば分かりますんで、後でもいいので、その辺を報告いただければと思います。

- 委員長（平野 浩） 日下委員、議案に対して、一般質問の内容についてでなくて、議案に対して質疑の方をお願いします。

(発言する人あり)

- 委員長(平野 浩) 日下委員、挙手をしてお願いします。指名してからお願いします。

日下委員。

- 委員(日下昭治) すみません。

それはお知らせでよろしいですけれども、これは、予算書に出ているのは、人数ということについては、私の計算が分かりませんが、計算しましたか、今。総計、補正前の人

数。

- 総務課長(高埜英俊) 今、計算しております。

- 委員長(平野 浩) 計算は時間がかかりますか。

- 総務課長(高埜英俊) ちょっとお時間をいただいて、後ほどちょっとお答えしたいと思います。

- 委員長(平野 浩) では、ほかに質疑があれば、そちらの方をお願いします。

(発言する人なし)

- 委員長(平野 浩) ないようですので、それでは、しばらく休憩します。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

- 委員長(平野 浩) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長(高埜英俊) それでは、お答えいたします。

まず、28ページの総括のところの職員数の補正後の数、これは761人でございます。それで、30ページの、今ご指摘のありました級別職員数の補正後の計の欄の総計が760人ございました。

この1人の違いでございますけれども、上の総括の方には、教育長が入っております。それで1人違っております。

それから、総括の補正前の765人、これにも教育長が入っておりますけれども、これは当初予算の4月1日の見込みの数でございます。それで、30ページの級別職員数の補正前の合計ですね、これが784人ございました。確かに違っております。これは、1月1日の実数でございます。ですから、そういう理由で、数字的には違っております。

ただ、それがこの表だけでは確かに分かりにくくて、確かに疑問を持たれる数字だと思いますので。ただ、これが自治省の規則で決まっている様式でございますので、これが直せるかどうかは分からないんですけれども、できるだけ検討してみて、分かりやすい表記にできたらというふうに思っております。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、ご説明いたします。

本日、お手元に資料をお配りしてあると思います。1つが、A4の1枚なんですけど、旭市一般職の職員の給与に関する条例の改正内容についてというものでございます。これについては、改正の趣旨でありますとか改正内容、これは実は議案の補足説明でご説明した内容なんですけれども、それを表にいたしまして、分かりやすい形でお配りしたつもりでございます。

それからもう1点が新旧対照表、これをお配りしてございます。そちらの方をちょっとご覧いただきたいと思います。A4の紙の横書きになっているものでございますけれども。

それでは、ご説明いたします。

1枚目と2枚目とありまして、1枚目の表裏は19年度の改正、条例で言いますと、第1条の部分でございますけれども、まず第10条第3項でございますが、これは子ども等の扶養手当を6,500円に統一するものでございます。6,000円から6,500円になるというものでございます。

それと、下の方ですね、第11条の第3項、これは職員に配偶者があるとき、その配偶者を扶養親族とする場合としない場合で、1人目の手当の額が今までは異なっておりました。それを6,500円に統一されたことに伴いまして、条文の文言修正が必要になりましたので、そ

の修正を行うものでございます。それが1枚目の下から2枚目というか、1枚目の裏の上の部分の改正でございます。

それから、1枚目の裏の下の部分の改正、これは27条、勤勉手当の関係でございますが、平成19年度分の12月分の勤勉手当を0.05か月分引き上げるという改正でございます。

それから、2枚目なんですけど、これは条例で言いますと、第2条の分でございますが、平成20年度分の改正でございます。6月分と、それから12月分ですね、それぞれ合わせまして0.05か月を引き上げるものでございます。

以上がその条例の文章の部分、本文の部分の改正でございます。

それから続いて、給料表の関係の改正について、ちょっとご説明したいと思います。

条例の給料表の部分をちょっとお出しいたしたいと思います。

給料表、補足説明では、若年層の部分を変更しましたということでご説明したと思うんですけども、具体的にはどういうことかと申しますと、給料表は1級から7級までございますけれども、改正がありましたのは、1級から3級の部分でございます。それで、1級は1号給から93号給までありますが、改正いたしますのは、そのうち1号給から68号給まででございます。

2級は、1号給から125号給までありますが、改正いたしますのは、1号給から36号給まででございます。

それと、3級は、1号給から117号給までありますが、改正いたしますのは、1号給から16号給まででございます。

その他の給料表は、現行のものと変わりはありません。

それで、その改正の対象者でございますけれども、1級の改正の該当者が91人、それから2級の改正の該当者が86人、3級の改正の該当者が54人、合計で231人で、平均改定率が0.1%増ということでございます。

以上です。

○委員長（平野 浩） 総務課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） この改正についてというよりも、今初めてこの対照表をもらって分かったことなんですけれども、2枚目は説明資料ですよね。1枚目は当然これは議案提出ですから、2枚目は、これは説明資料ですけれども、これを読んだときに、意味が分からない

なという感じを持ったんですけれども、括弧があって、またかぎ括弧で締めてみたり、条文に関係はしてこないと思うんですけれども、これはただのプリントミスなのかなという感じもしますけれども、それと最後の方の、27条中第2項中、100分の72.5を100分の77.5に、5%上げるということは、当然これでいいと思うんですけれども、第2条の方にいきますと、第27条第2項中、100分の77.5を100分の75に改めると、その辺の関連というのはちょっと私どもでは分かりませんので、その辺ちょっと説明いただければと思うんです。

○委員長（平野 浩） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 実は、これは上の方の改正で100分の77.5に一度改正してございます。それをそのままですと、0.025もらい過ぎになっちゃいますので、100分の75に改めるというものでございます。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、年度中に2回の改正があったということになるということですか。改正があるということになるんですか。

○委員長（平野 浩） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 給与条例といたしましては、今、一度に改正して、2つ一緒に改正していただくんですけれども、附則でご覧いただければ分かるんですけれども、施行日が異なっておりますので、今年度施行する分と来年度施行する分ということで分けております。それを一度にやるものですから、一たん上げておいて、それを下げるというような、形式上、そういう形になってしまいます。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 給与の改定につきまして質問します。

今回の改定は、若年層に偏った改正ということでありますけれども、それで平均で0.1%の増というようなことではありますが、若年層の方々に配慮した引き上げという、若年層だけ引き上げたというのは、どういう考え方なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

平均で0.1%ということですが、引き上げられた方々はどの程度のアップになるのか、その辺、2つお伺いします。

- 委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） それでは、お答えいたします。

今回の人事院勧告の中で、このような若年層に限定した俸給月額引き上げということが載っているわけですが、その中で、やはり検討の相手方となりますのが、民間の給与の水準ということで、特に最近、若年層の給与が民間の方で改善されているということから、このような形になったというふうに認識しております。

それと、具体的なアップ率でございますけれども、先ほど給料表でちょっとお答えいたしましたけれども、まず1級の1号俸でございますけれども、これは一番下の若い人なんですが、これですと、改定率が1.19%になります。金額で1,600円くらい上がるということなんですけれども、それから、1級の68号給、これは金額で200円なんですが、0.09%のアップということになります。あと、2級と3級も一番高いのが、一番下のクラスで1.09%、2級でございます。それから、一番上が0.08%。3級が、1号給が0.81%で、16号給が0.28%ということです。

先ほど、民間の給与水準ということで、ちょっと抽象的に申し上げましたけれども、実は初任給基準というものが民間との比較で、やはり1,700円から2,000円アップされておりますので、それとの整合を図るという意味も一つあるというふうに思います。

以上です。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

- 委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 補足することは特にございません。と申しますのは、地域防災計画の進捗状況につきまして委員会でご説明する予定でございましたけれども、本会議で質疑がございまして、詳しくお答えしてございますので、今回はございません。

よろしくお願いいたします。

- 委員長（平野 浩） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

- 委員（島田和雄） 災害対策本部についてでありますけれども、私も消防を長くやってきま

したけれども、この災害対策本部というのを設置されたといったような記憶がないんですけれども、実際に災害対策本部が過去に設置されたようなことがあったのかどうか。

災害対策本部を設置する基準といいますか、そういったようなものもあるのかどうか、その辺について伺います。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 災害対策本部というのは、計画には載っておりますけれども、特に合併した後はありません。

それから、合併前の状況ですけれども、これは記憶で、私は旭市の状況しか知りませんけれども、10年ぐらいは設置された記憶はないと思います。ですから、通常の状態では本部を設置されることではなくて、それに準じた配備態勢ということで、警戒態勢と申しますか、それに対応するというのが実際のところだと思います。そういう中で、職員の配備を行ったりということはやっております。

では、どういうときに災害対策本部を設置するのかということでございますけれども、まず2点ございまして、千葉県の北東部、この地域なんですけれども、大雨、洪水、暴風、がけ崩れ、高潮等の気象警報が発令され、さらに市の中で災害が発生し、または発生するおそれがあり、市長が設置の必要を認めたときというのが1点でございます。それと、市域に大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を要すると市長が認めたときということでございますので、これは今、策定しております、3月の前になると思うんですけれども、皆様にご説明する地域防災計画の中に全部記述してございますけれども、かなりの広範囲の災害が現に発生し、それから予測されるときというふうに理解していただければよろしいのかなと思っております。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 今回の条例ですけれども、新たに作成されました旭市地域防災計画ですが、これとの整合性を図るためにこういった条例が出てきたということですが、実際問題としまして、現地対策本部は置かないというような条例の改定かと思っておりますけれども、これから災害対策本部を実際に運用していく場合に、今までの考え方、現地対策本部ですか、これがなくなるという中で、実際には地域対策室ですか、これが対応するというようなこの

間の説明でありましたけれども、今までと同じような考え方、現地対策本部というのは、そもそもその現地、例えば海上とか飯岡とか干潟と、それが現地だと思いますが、その今の現地と、今度改正してからの地域対策室ですか、同じようなことというふうに理解していいのかな、その辺ですが。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 今までの現地対策本部ということで支所がありましたので、そこを現地対策本部と、防災計画がありませんでしたから、そういうことで何もなくては困りますので、そういう形で運用をしてきたということでございまして、実態といたしましては、災害対策本部としての規模といたしますか、人員配置といたしますか、合併して当初は支所に結構人がいましたけれども、そういうような態勢というのはなかったと思います。

それで、今回地域対策室ということになるわけなんですけれども、実態としては、同じ中で運用しながらやっていくわけなんですけれども、今までも実態としては地域対策室というものであったのではないかなと私は思っているんですけれども、合併してそういう防災計画の基準がありませんでしたので、地域防災対策本部——合併前はそれぞれ対策本部を置いていたわけですから、その流れでそのような形で来ていたというふうに考えております。

ですから、実態としては、条文が変わっても変わるものではないなというふうには思っていますけれども、条文上は変わってくるということです。

ただ、これから実際に災害が起きたときに、地域対策室で今までどおりにできるのかというと、支所の人数も減ってまいりますので、それは市本庁というか、全体でもって、直轄でもって、一つの本部の中で必要があるところに必要な人員を投入するという形で対応していく方がいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 関連質問なんですけれども、大災害が起きたと、そういった場合に、これは12月13日の千葉日報の記事なんですけれども、緊急消防援助隊といったような記事が出ておりました。この緊急消防援助隊ですけれども、大規模な災害時に迅速な救助活動を行うために、全国の消防本部などから派遣される応援部隊というふうなことであります。

それで、この旭市におきまして、緊急消防援助隊というのはどういったことになっているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） この緊急援助隊の関係でございますけれども、これについては、県内と県外というふうに2通りあるわけですね。それで、県内であれば当然、例えば旭が援助隊を求めたかったから、市長名で県知事へ要請をします。またあるいは、市長の要請に間に合わないときには消防長名で県の、それこそ代表消防本部の方に、千葉消防局がありますけれども、これに要請して援助隊の方の派遣をお願いするわけです。それで、全国的なものになりますれば、当然のように市長から県知事へと、県知事からさらに消防庁長官というふうに、全国規模で応援を求めることができます。

その応援内容については、ある程度こちらから、例えば消防隊とか救急隊とか、あるいは救助隊とか、あるいはヘリコプターとか、そういったふうに来ていただくものをある程度指定しましてお願いをするわけであります。どの程度の規模かというのも、やはりこちらからお願いするわけです。

それで、今うちの方の消防本部では、緊急援助隊登録してある部隊としては、救急隊が1隊、それから救助隊が1隊、それから消防隊が1隊、そしてその3車両が出たあれですね、自己完結型でありますから、食料とか飲料水とか、もろもろのふだん使うやつのを、日用品等々を運びます関係から支援隊を1隊ということで、合計4隊を一応登録してあります。それで、人数的には、救助隊が5名、消防隊が5名、救急隊が3名、支援隊が3名ということで、合計の16名、これを国の方、あるいは県の方に登録してございます。

それで、今年度、救助隊の方を新たに、今まで救助隊の方は登録はしていなかったんですけども、今年度、救助工作車の更新に当たりまして、幾らかでも国の補助金をいただければということで、救助隊の方も新たに今年度から登録してあります。

以上であります。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 16名の方が登録をされているというようなお話でしたけれども、めったにこういうことはないんですが、仮に16名の方が派遣されたというようなことになった場合には、今度、消防本部の体制というんですか、それはまた非常事態ということで、大幅な入

れ替えをされて、編成をされて、超過勤務みたいな形になると思いますけれども、そういったようなことで対処されるというようなことでしょうか。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） そうですね、島田委員さんが言うとおりに、やはりその16名が出た後の補充の体制は、非番の職員、あるいは週休の職員でやはり補うしかないと思います。

そして、要請を受けてから今までの訓練なんかでも、やはり1時間以内とか30分以内とかというのはまずないんですね。だいたい2時間くらいの余裕がありますから、やはりその間に職員の招集をして、必要な物資を整えて、県外であれば当然のように出発式がありますから、県内であればまずないと思いますけれども、県外であれば出発式をやって、それこそ正直言って、現金まで持たせてやる、そういう体制で現在おります。

ですから、16名を出した後の補充は、委員おっしゃるとおり、人員補充で全部やるつもりで、今、計画はつくってあります。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） ちょっと関連してなんですけれども、例えばこれから旭中央病院の方で建設に当たって、12階建てですと、例えば今のはしご車ですか、そういうものも仮に災害が起きたときには要請をできるのでしょうか。

○委員長（平野 浩） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 旭中央病院で火災があれば、非常に犠牲等々も多く考えなければなりません。まず、第1次的には、近隣消防本部の応援を消防長名で要請をいたします。これが一般的な火災、あるいは災害であれば、それがまず第1次だと思います。それでも足りないということになれば、当然のように、それは当初からそうではなくて、経過を見ながら、そしたら市長名で県知事にほかの部隊への応援要請をします。それはできるはずです。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかに。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 例えば現在のはしご車というのは、長さ的にはどうなのでしょう、足

りているのか、その辺もちょっと。

- 委員長（平野 浩） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

- 消防長（佐藤眞一） 現在のはしご車は、地上高、最大で75度の角度で31メートル50センチなんです。それで、単純に考えれば、1階のあれを3メートルと見た場合には、10階に届くんですけども、現実には最接近することは絶対に不可能ですので、やはり8階程度が限界かなとは、私は思います。

ただし、今の建築基準法の、あるいは消防法の規定では、30メートル以上の建築物については、建物への消防設備ですか、これはすべてのものをつけることになっておりますから、簡単に考えれば、はしご車が届かなくても、かなり各階で、階ごとに防火区画で燃え上がらないというようなものをつくって、また内部にも当然のように避難設備、あるいは消火設備——消火設備は、スプリンクラー、あるいは連結送水管とか、あるいは屋内消火栓とか、そういったものすべてのものをつけなければならないという基準になっています、30メートル以上の場合はですね。

ですから、今度の中央病院の場合には、聞けば12階建てということですから、かなりの額の消防用設備がかかる、そういうことになります。

以上です。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

- 委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、消防より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

- 消防長（佐藤眞一） 議案第10号について、補足してご説明を申し上げます。

お手元に火災予防条例新旧対照表というのがございますので、それをご覧いただきたいと思います。

まず、火災予防条例の第29条の3の関係につきましては、住宅用火災警報器の設置、そして維持の基準であります。

そして、この中の避難階、これに関する規定が、建築基準法施行令の条文を引用しております。そういった関係で、このたび建築基準法施行令が一部改正されました。それで、条文整理がされた関係から、「13条の3第1号」を「13条第1号」というふうに改めるものでご

ざいます。

そしてもう一つは、少量危険物、すなわち指定数量 5 分の 1 未満の危険物の貯蔵に関する技術上の基準についてでございますけれども、これは31条の 2 の第 1 号で規定しております。これは今まで危険物の規制に関する政令が昭和34年 9 月に公布されております。かなり、非常に古いんですね。そのころからためますというふうにガソリンスタンド、あるいは製造所、一般取扱所等に油が外に出ないように設けるますをためますと言っておりました。それをやはり今現代流というたあれですかね、現代的な呼び方に改めたと。貯留設備というふうに改めたということでございます。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） 消防の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野 浩） これより、討論を省略して議案の採決を行います。

議案第 1 号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起

立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（平野 浩） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、防災倉庫の契約の延期の関係についてご説明いたします。

今年度、防災倉庫、海上、飯岡、干潟に各1か所設置するということで予算はいただいております。執行手続をいたしました。その段階で、後で分かったことなんですけれども、ちょっと設計書と図面が食い違っている部分があったというのを発見いたしまして、それでは入札の執行ができませんので、一たん取りやめて、今、再度入札の手続をしているところでございます。

以上です。

○委員長（平野 浩） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 1点、ご報告を申し上げます。

一般質問の中でも多少触れられた点でございますけれども、入札改革の一環として行いまして、10月から旭市の郵送事後審査方式制限付き一般競争入札、いわゆるダイレクト入札ということで、10月から実施をしてまいりましたけれども、その実施状況について若干ご報告をさせていただきます。

入札の、特に率がどのくらい変わったんだということになるかと思えますけれども、10月、それから11月と、まだ実績としては2か月程度なんですけれども、入札の件数で21件ございまして、落札の関係ですけれども、落札額の総額を、21件の総額を予定価格の総額で割った落札率につきましては75.45%、それから、いわゆる平均落札率と言っておりますけれども、21件の落札率、率を足してまた件数で割った平均でございますけれども、これにつきましては81.74%ということでございまして、これだけですと目安が分かりませんけれども、参考までに18年度分を申し上げますと、18年度は108件ほど工事があったんですけれども、この落札額の総額を予定価格の総額で割った率、落札率は98.5%でございました。あと、平均の落札率にしても95.42%ということで、かなり今の段階で、まだ2か月でございますけれども、これから推移を見なければ分かりませんが、かなり落札率は下がってきたのかなということで、中間でございますけれども、ご報告を申し上げさせていただきます。

以上です。

○委員長（平野 浩） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） 入札の件で1件お伺いをいたします。

落札率が下がって非常によいことでございますけれども、この21件平均すると、何件くらいの応札があったのか、分かれば。

○委員長（平野 浩） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） ちょっと、データを今用意しますので、少々お待ちになってください。

10月、11月ですが、ちょっと今足し算をして割り算をしていないんですけれども、見ますと、一番多いときが16社、少ないときで5社ぐらいでございまして、平均しますと7社か8社ぐらいということになるかと思えます。

以上です。

- 委員長（平野 浩） 高木委員。
 - 委員（高木武雄） 何か学校の件では２社しか応札がなかったということがあったが、今後
もそういうことがあると、なかなか競争原理が働かないもので、その辺をちょっと心配した
もので、どのぐらいの応札率があったか、それを聞いただけです。答弁は結構です。
 - 委員長（平野 浩） 何かほかにありますか。
(「なし」の声あり)
-

- 委員長（平野 浩） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。
これにて本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午前１１時４０分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 平 野 浩